

■債務整理方法

●全国に約200万人の多重債務者

複数の消費者金融や信販会社などから借金をして、返済ができない状態の人を「多重債務者」といいます。

多重債務者は、全国に約200万人いるといわれています。

借金の理由は、リストラによる失業や事業の失敗、連帯保証人、名義貸し、融資詐欺など、さまざまです。

膨れ上がった借金で身動きがとれなくなり、夜逃げや自殺をする人もいます。

しかし、どんなに多額の借金を抱えていても、解決の方法はあります。

●4つの解決方法

①特定調停

簡易裁判所に申し立てて、借入先との話し合いで借金を減らす方法です。

話し合いは、簡易裁判所の調停委員がします。

少ない費用で借金が減らせます。

②任意調停

裁判所を利用しないで借入先と話し合い、借金を減らす方法です。

自分で交渉できないときは、弁護士や司法書士など、法律の専門家に依頼します。

借入先の利息が基準よりも高い場合は、支払い過ぎた利息分の返還を求めることもできます。

③個人民事再生

自宅などの財産を手放したくない人が、一定の収入がある場合に利用できる方法です。

裁判所に申し立てて、借金の一部を3年程度で分割して返すことで、残りを免除してもらいます。

自宅などの財産は、手放さずに済みます。

④自己破産

全財産を差し出す代わりに、残りの借金を免除してもらう方法です。

ただし、浪費やギャンブルなどの借金は、免除されないことがあります。

●まずは相談を

借金で困っている人は、1人で悩まず、勇気を出して消費生活相談窓口へ相談してください。

弁護士によるクレジット・サラ金無料法律相談（電話 522-3238）や、司法書士会による無料相談（電話 527-5545）もあります。